

発議第5号

介護保険に関する意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年3月18日

提出者

寺尾 昭 西谷博子 鈴木節子 山本明久 内田隆典

介護保険に関する意見書

厚生労働省は、社会保障制度審議会の介護保険部会で、介護保険制度見直しの検討を始めた。

社会保障費抑制のため、200万人以上にのぼる要介護1、2の高齢者に対するサービス切り捨てなど、介護保険制度を大幅に後退させる内容を盛り込んでいる。

主な見直し項目は、要介護度が低い人は家事・掃除、車いす貸与や手すり設置など保険給付から外す、サービス利用料を1割負担から2割負担に拡大する、保険料支払い年齢を、現在の「40才以上」から引き下げる、利用料の自己負担上限を引き上げる、現役世代の保険料負担増をおこなう（総報酬割り導入）というものである。

2015年度の見直しでは、要介護より軽い「要支援」向けの訪問・通所介護が介護保険の対象から外されたが、今度は要介護を対象にするなど、介護保険を更に使えなくし、費用を抑制するシステムを作るものである。

介護保険部会では、「要介護1、2の人を切り捨てることはできない。家族介護が必要となり、介護離職ゼロも達成できなくなる」（日本医師会）、「給付削減は重度化を早め、介護財源を圧迫するだけだ」（認知症の人と家族の会）、「重度化を防いでいる軽度者の支援を止めるのは本末転倒だ」（全国市長会）、「制度が維持されても、理念が失われてしまう」（全国老人クラブ連合会）などの批判が集中した。

高齢化が進むなか、健康で生き生きと暮らすことは国民の願いであり、高齢者の介護の重度化を予防するためには、介護予防の充実を図ることが一層重要になっている。

よって国におかれては、介護保険制度の本旨に立ち返り、介護保険制度が更なるサービスの後退を招き、負担増になる見直しは行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣〕